

決算審査特別委員会 総務企画分科会報告

総務企画分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第127号 平成21年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において各分科会員から出されました意見等について述べさせていただきます。

まず、各種団体等への補助金についてであります。

各種団体等への補助金のうち、一部運営補助金の概算払い後において、多額の余剰金が生じたため、それを戻入させている例が見受けられました。補助金の概算払い等については、その必要性や支払い金額を十分検証した上で、多額の戻入金が生じないよう適切な支払い処理をされるよう望みます。

また、補助金を伴う事業については、広く市民に活用されるべきであり、その周知は大変重要です。補助金についての周知・相談方法等の広報のあり方について検討されることを求めます。

次に、城下町とっとり「高砂屋」の管理運営についてであります。

城下町とっとり「高砂屋」の管理運営費については、平成20年度よりも平成21年度の決算額が増加しているにもかかわらず、利用者数は平成20年度では11,638人であったものが、平成21年度では5,856人となり、大幅に減少しています。これは、平成21年度から指定管理者が変わったことが要因のひとつと考えられます。

指定管理者に対し、貴重な歴史的建造物の保存という本来の目的に沿うような文化的事業の展開や、またそれに学芸員を活用することの検討、まちづくりや交流の拠点としての各種イベント、ギャラリー展示等の自主事業を積極的に実施されるよう指導され、入館者が増加するような取り組みをされることを求めます。

最後に、決算審査特別委員会委員長報告及び分科会長報告等への対応方針についてであります。

決算審査特別委員会委員長報告及び分科会長報告等では、特別委員会や分科会で審査するなかで出てきた意見や要望、指摘事項などの報告を行っております。この報告に対し我々議会は執行部の対応を求め、回答をいただいているわけですが、分科会の中でこのことについて尋ねても、対応されているのか疑問に感じる場面や適切でない

表現が見受けられました。対応方針として出されたことについては、その場限りで終わるのではなく、その実現に努力されることは当然と考えます。今後この対応方針については十分精査して回答され、回答されたことに対しては最大限の努力を求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

福祉保健分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第127号 平成21年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、及び議案第130号 平成21年度鳥取市病院事業決算認定について、以上2案について、本分科会での審査の過程において各分科会員から出されました意見につきまして報告します。

1点目は職員配置に関してであります。

いつまで続くとも知れない景気悪化は本市においても生活保護の相談、申請件数の増加に大きく作用していることは十分承知しているところであります。

社会福祉法によりますと生活保護行政に携わる職員一人当たりの担当世帯標準数は80件であるのに対し、本市での担当件数は平均で100件近くに上ります。

生活保護行政に携わる職員数の適正な配置については過去に分科会長報告、決算審査特別委員長報告、一般質問などでたびたび指摘したことを受け、執行部におかれては職員増を行っていることについては十分承知していますが、増え続ける生活保護受給世帯数に職員数が追いついていないのが現状であります。

職員の適正配置については、現状の後追いで行うのではなく実状を見極め適切にされるよう強く望みます。

2点目は不用額についてであります。

不用額については、可能な限り年度内に事業を見極め、適切に予算執行されることが必要であると考えます。

決算内容を精査しますと増額補正を行っておきながら、決算額を見ると増額補正を行う必要がなかったものがあるように見受けられます。

また、減額補正を行う際にはくれぐれも福祉の後退につながらないように執行に努力するとともに次の予算編成においては適切に反映されるよう望みます。

3点目は病院経営についてであります。

厳しい状況の中、鳥取市立病院改革プランに沿って鋭意病院経営に取り組み、かつ

成果が上がっていることについて深く敬意を表するものであります。

しかしながら医師、看護師といった医療従事者の不足についてその対策に努力されていることについては十分承知しておりますが、医療従事者の不足は患者数の減少、ひいては収入にも影響することであり、今後とも一層尽力されることを望みます。

また、未収金対策については弁護士を活用した制度を十分に用い、法的な手順を踏んで適切に対処されるべきであります。また、高額療養費などの利用可能な制度を説明し新たな未収金を発生させないような努力を行われるよう重ねて強く望みます。

以上で本分科会の報告を終わります。

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第127号 平成21年度 鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において各分科会員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、教育委員会の所管に属する部分についてであります。

特別支援教育支援員配置事業についてであります。

特別支援教育支援員は、支援を必要とする児童・生徒の個々のニーズに対応した学習指導や生徒指導を行うことで、本人の支援はもとより円滑な学級運営に貢献されています。特別支援教育支援員の重要性を鑑み、学校現場の実態に配慮され、より多くの学校への特別支援教育支援員の配置を求めます。

学校図書館活用推進事業についてであります。

学校図書館司書の配置については、現在、小中学校全校に配置されているとのことでありますが、一部で兼務配置が続いています。全校1名の単独配置が望まれるところであり、早急に実現されるよう求めます。

次に、経済観光部の所管に属する部分についてであります。

ビジネスマッチング支援事業についてであります。

販路拡大等創出促進事業が平成21年度で終了し、本事業へ移行されたとのことであり、今後も事業者がより使いやすい制度設計に努められるとのことであります。鳥取自動車道の全線開通に向け、販路拡大をはじめとする中小企業等の支援策には、一層の取り組みを求めます。また本市の関西圏の窓口となる関西事務所の存在が、今後ますます重要になるものと考えます。関西を中心とした地域の情報収集と本市の情報発信の窓口として、観光客誘致、企業誘致等への一層の活用を図られるよう求めます。

過去にも毎年度指摘がございました吉岡温泉の温泉権取得事業費についてであります。

行政として関係者との協議等に前進が見られるとのことであり、可能な努力を今後も継続されるとのことです。温泉権が有効に活用され、市の観光振興につながるような取り組みを望みます。

最後に、農林水産部の所管に属する部分についてであります。

農林水産部の事業の特性として、即応性が求められることには配慮しなければならないところでありますが、各事業において執行残が多く見受けられます。農家等との意思疎通、情報交換を十分に図られることにより、適切な予算措置、予算執行がなされるよう望みます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

建設水道分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第127号 平成21年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、議案第128号 平成21年度鳥取市水道事業決算認定について、及び、議案第129号 平成21年度鳥取市工業用水道事業決算認定について、以上3案についての審査の過程において、各分科会員から出されました意見につきまして、述べさせていただきます。

まず、議案第127号 平成21年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分についてであります。

家庭から排出される生ごみを分別収集し、液肥化するモデル事業を一部地域で実施しておりますが、他都市で成果を上げている減量化への取り組み事例や、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）にのっとり事業所等が行っている再資源化物の販路拡大に向けた取り組み等についても参考とされ、生ごみの減量化や再資源化への取り組みを拡大できるよう積極的な施策推進を望みます。

次に、議案第128号 平成21年度鳥取市水道事業決算認定について及び議案第129号 平成21年度鳥取市工業用水道事業決算認定についてであります。

水道事業及び工業用水道事業については、将来に向けての適切な給水量の把握を行い、簡易水道事業等との統合も含めた総合的な給水計画の早期策定を求めます。なお、策定に当たっては、殿ダム完成によって得られる水利権の活用方法や取水方法等について、社会情勢等を勘案しながら十分な検討を行っていただくことを求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。